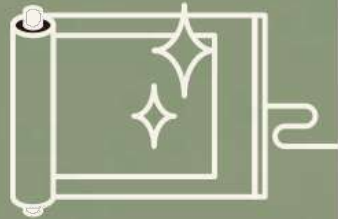


管理に関すること



文化財を
未来へつなぐ
ために

文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等からできています。それぞれの材質に応じた環境で保存しましょう。
点検・清掃、環境整備、虫害等の防除などの日常的な管理が必要です。その際、文化財の材質や形状などに応じた対応が求められます。

4-1 管理責任者の選任・解任等について (条例第10条第2・3項)

- ▶ 指定文化財の管理は、基本的に所有者が行います。しかし、所有者に特別な事情がある場合、代わりに「管理責任者」を選任して、指定文化財の管理を任せることができます。
- ▶ 管理責任者を選任(解任、変更)する場合は、あらかじめ小松市に必要な事項を記載した届出書を届け出る必要があります。
- ▶ 管理責任者の選任(解任、変更)を考えている場合は、事前に小松市にご相談ください。

4-2 指定文化財を所有者が公開する場合 (条例第3条第2項)

- ▶ 文化財の所有者・その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、文化財を公共のために大切に保存するとともに、できるだけ公開するなど、その文化的活用努めていただくことになります。
- ▶ 指定文化財の所有者又は保持者が、自ら指定文化財を公開しようとするときは、公開しようとする日の20日前までに、「指定文化財公開通知書」(第10号様式)を提出する必要があります。
- ▶ 公開を終了したときは、「指定文化財公開終了報告書」(第11号様式)を提出してください。
- ▶ 博物館や美術館の展覧会等に出品する場合も必要です。

文化財は、当地域に暮らした先人たちによって育まれ大切に守り伝えられてきた、当市の歴史・文化を物語るものとして欠かせない「市民共有の財産」であります。その貴重な遺産を未来へ継承していくためには、市全体で文化財の保存活用を進めていく必要があります。所有者並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】文化振興課

〒923-8650 小松市小馬出町91番地
TEL:0761-24-8130 FAX:0761-23-6404
E-mail:bunkaka@city.komatsu.lg.jp

小松市指定文化財所有者の手引き
初版発行：令和4(2022)年3月
編集・発行：小松市

小松市指定文化財

所有者の手引き



初代徳田八十吉作 九谷松鶴文九角大皿〔市指定文化財〕小松市所蔵

昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、翌年、貴重な文化財が失われることのないよう、文化財保護法が成立しました。保護法に基づき、文化財は「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物(史跡、名勝、天然記念物)」「文化的景観」「伝統的建造物群」に分類され、我が国にとって歴史的、芸術的、学術的に価値が高いものが重要文化財に指定されています。文化財は、指定により「国民的財産」として公共的性格を持つことになります。

また、同様に都道府県や市町村にとって重要なものは、それぞれの条例に基づき「指定」文化財に指定し保護の対象としています。小松市でも昭和36年度に小松市文化財保護条例を施行し、所有者の皆様の同意のもと、文化財指定を行ってきました。

近年、過疎化や少子高齢化など社会情勢の変化から、文化財の継承が困難になることやその担い手不足の問題が深刻化しており、それに対応する形で平成30年に文化財保護法が改正されました。この改正では、文化財をまちづくりに活かし、地域全体でその継承に取り組むことが重要とされています。

ただし、活用によって文化財が損傷することがあっては本末転倒です。所有者の皆様には、この手引きをご活用いただき、文化財の適切な保存・活用に努めていただくようお願いいたします。

小松市指定文化財について

文化財の指定〔解除〕の方法 (条例第4条、第7条、第9条)

- ▶小松市では、市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、かつ、これらの事項に関し市長に意見を具申するため、「小松市文化財保護審議会」(以下、「審議会」という)が設置されています。
- ▶審議会での候補案件の審議を経て、指定文化財となります。
- ▶指定しようとする場合は、事前に所有者の同意(無形文化財の場合、保有者の認定・同意)が必要となります。これは条例上、指定文化財に対し規制を課すことに対し、憲法上保障されている所有者等の権利と調整するためです。
- ▶指定文化財がその価値を失った場合(保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認定される場合)には、小松市文化財保護審議会に諮問し、その指定(認定)を解除することができます。

参考となるホームページ

現在、小松市で指定・登録されている文化財、各種様式については、こちらをご覧ください。

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/kankoubunka/bunka_rekishi/1/2171.html



市指定文化財の指定を受けたら

小松市文化財保護条例では、「市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。」と規定されています。小松市指定文化財の指定を受けた場合、指定文化財の所有者には、保存管理等について下記のような義務等が生じます。

生じる具体的な義務等の例

- ▶文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、公共のために大切に保存しなければなりません。
- ▶文化財を一般に公開するなど、文化的活用にも努めることが求められます。
- ▶指定文化財の現状を変更しようとする場合は、小松市の許可を受けなければなりません。そのほかにも、小松市文化財保護条例に基づき、この手引きの内容に記載の届出等が必要となります。

指定書について

小松市指定文化財の指定を受けた場合、「指定書」(第2号様式)が小松市から交付されます。同様に、無形文化財の保持者として認定された場合は、「認定書」(第3号様式)が小松市から交付されます。

これらは文化財が小松市指定文化財に指定されたことを公証するものですので、大切に保管するようにしてください。

また、届出の際に指定書の添付が必要なものがあります。

石川県矢田野エジリ古墳出土埴輪〔国指定重要文化財〕小松市埋蔵文化財センター所蔵

必要な手続きについて

- ◆ 相続・譲渡などで所有者が変わった
- ◆ 所有者の氏名・住所が変わった

▶3、4ページへ

変更に関すること

- ◆ 指定文化財を修理したい
- ◆ 指定文化財の修理に對して補助を受けたい

▶5ページへ

修理に関すること

- ◆ 指定文化財が自然災害に遭って損傷した
- ◆ 指定文化財が盗難等に遭った
- ◆ 指定書を紛失した

▶6ページへ

事件・事故に関すること

- ◆ 管理責任者を選任・解任したい

管理に関すること



▶7ページへ



指定文化財の所有者や、指定文化財そのものを
変更しようとする際は、様々な手続きが必
要となります。事前に小松市に連絡し、手続き
をお願いします。

1-1 所有者が変更になった場合 (条例第11条)

- ▶ 指定文化財の所有者を変更した場合、新所有者はすみやかに小松市に連絡の上、「指定文化財所有者変更届」(第4号様式)を提出してください。
- ▶ 現所有者は、新所有者に指定文化財に関する権利義務を引き継いでください。
- ▶ 現所有者は、指定文化財の引き渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡してください。



所有権の
移動を示す
書類の例

- < 相続 > 遺産分割協議書の写し、戸籍謄本 など
- < 寄贈 > 譲渡書の写し、受領書の写し など
- < 売買 > 売買契約書の写し、領収証の写し など

1-2 所有者・管理責任者の氏名や 住所が変更になった場合 (条例第11条)

- ▶ 商号変更や引越などにより、所有者等の氏名(名称)や住所が変更になった場合、および指定文化財の保管場所が変更になった場合は、すみやかに「指定文化財所有者氏名(名称, 住所)変更届」(第5号様式)を小松市へ提出してください。

注意

届出の際には、指定書変更の事実を示す書類(戸籍謄本、住民票等)を添付してください。

注意

展示や修理など元の場所に戻ることが明らかな場合を除き、市外へ所在場所を変更すると指定が解除されます。

指定文化財の現状を変更する場合

(条例第13条)

- ▶ 指定文化財の現状を変更しようとする場合には、小松市長の許可を受ける必要があります。
- ▶ 変更しようとする日の20日前までに、必ず下記の必要事項を記載した許可申請書および、必要な添付書類・図面及び写真を添付して小松市にご提出ください。
(内容によっては、許可が下りない可能性もあります。)

現状を変更する 行為とは

現状を変更する行為(現状変更等)とは、次のような行為をいいます。

- 建築物の新築、改築、増築、撤去
- 工作物(看板・フェンス等)・仮設物(テント等)の設置、撤去
- 道路の新設、舗装、修繕
- 木竹の伐採・植栽、植物・土壌・岩石の採取、動物の捕獲
- 土地の形質の変更 など

(あて名) 小松市長 年 月 日

所有者(保持者, 占有者)
(住所)
(氏名)

指定文化財の現状変更許可申請書

私の所有(保持, 占有)する小松市指定文化財を現状変更したいので、下記のとおり申請いたします。

記

(1) 指定文化財の名称及び員数

(2) 指定年月日及び指定書の記号及び番号

(3) 指定文化財の指定書記載の所在の場所

(4) 所有者の氏名又は名称及び住所

(5) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

(6) 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

(7) 現状の変更を必要とする理由

(8) 現状の変更の内容及び実施の方法

(9) 現状の変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状の変更の終了後、復すべき所在の場所及びその時期

(10) 現状の変更の着手及び終了の予定時期

(11) 現状の変更に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

(12) その他、参考となるべき事項

- ・ ただし、日常的な維持管理や災害時の緊急復旧などは、この限りではありません。
- ・ 現状変更に相当するか不安な場合は、小松市に相談してください。
- ・ 現状変更の内容によっては、許可の条件として現状変更に関し必要な指示を行うことがあります。

注意

現状変更を終了したときは、すみやかにその旨を小松市に報告し、写真や見取図を添付した終了報告書を提出してください。



2-1 指定文化財を修理するとき

(条例第14条第1項)

- ▶ 指定文化財を修理しようとする場合は、必ず事前に小松市へ相談のうえ、文化財修復の高い技術と知識を持った技術者や専門業者に任せるようにしましょう。
- ▶ 指定文化財を修理する場合は事前に小松市へ「指定文化財修理届」(第9号様式)を提出してください。
- ▶ 「指定文化財修理届」には、仕様書及び修理をしようとする箇所の写真又は見取図等を添えて届け出る必要があります。
- ▶ 市の補助金の交付を受けた修理、事前に現状変更の許可を受けた修理に関しては、「指定文化財修理届」は不要です。

注意 修理の際には、事前に小松市に十分相談してください。

2-2 修理費の補助について

(条例第12条)

- ▶ 指定文化財の修理で多額の経費を要し所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合などには、小松市が予算の範囲内で補助金を交付し、経費の一部を補助する制度を設けています。
- ▶ 補助金の交付を受けようとする場合は、必要事項を記載した申請書に設計書、仕様書、図面及び写真等を添えて、施工日20日前までに小松市に申請してください。また、終了後は必要事項を記載した報告書に経費精算書及び写真を添えた上で速やかに報告する必要があります。
- ▶ 防災・防犯設備等も、補助の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

注意 修理等で補助金を受けたい場合は実施年の前年10月頃までに、修理の見積書をご用意いただいた上で、要望書を小松市へご提出ください。また、補助の条件として、市から必要な事項を指示、必要に応じて指揮監督をすることがあります。また、要望どおりに補助できない場合もあります。

※美術工芸品の修理につきましては、市の補助を受けて、石川県文化財保存修復工房で修理する場合に限り、所有者負担の一部に石川県の助成金が活用できる場合もございますので、併せてご相談ください。



指定文化財は、紙、絹、木材等からできたデリケートなものが多くあります。自己の判断で修理を行うことは絶対にせず、検討される場合は必ず事前に小松市へ相談してください。

3-1 指定文化財が滅失・き損した場合

- ▶ 滅失・き損の事実を知った場合、すみやかに小松市へご連絡ください。担当職員が現状確認を行います。
- 【連絡先】
文化振興課文化財担当まで
0761-24-8130



3-2 指定文化財が盗難等にあった場合

- ▶ すみやかに警察など関係機関に連絡するとともに、小松市に相談し、適切な処置をとるようにしてください。

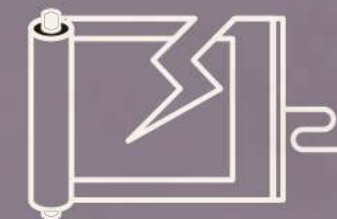


3-3 指定書を紛失などしたとき

- ▶ 万が一、指定時に交付を受けた指定書を紛失などした場合は、指定文化財の保管場所やその他思い当たる場所を十分捜索しましょう。
- ▶ それでも見つからない場合は、小松市に連絡し、対応を協議してください。



注意 再交付申請をした後、指定書が発見されないことがないよう、十分捜索しましょう。



事件や事故にあった時は、小松市へ連絡を！
台風や地震などの自然災害による文化財の棄損だけでなく、放火や盗難事件も発生しています。安全性が確保された場所での保管に努めましょう。